

平成29年度「徳島県動物愛護推進協議会」

(司会)

只今から、平成29年度「徳島県動物愛護推進協議会」を開催いたします。開会にあたりまして、動物愛護管理センター、小川よりご挨拶申し上げます。

(動物愛護管理センター 所長 小川 寿宏)

皆さん、こんにちは。委員の皆様には、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より徳島県の動物愛護管理事業におきましても格別のご協力・ご理解をいただきまして、感謝しているところでございます。

さて、徳島県では人と動物が共に暮らせる社会の実現に向け、犬猫の収容・引き取り頭数、及び殺処分頭数の削減などの取り組みに加え、環境省のプロジェクト事業にも参加し、マイクロチップ装着の推進、ペット災害対策、広域譲渡の推進などの新しい事業にも取り組んでいるところでございます。

また、飼い主のいない猫対策につきましても、昨年度より繁殖防止や適正管理を地域ボランティアで実施しているTNR活動に対する市町村の取り組みを支援する交付金事業の実施を始めております。今年度は徳島市がこの事業を開始しているところでございます。

また、皆さんご存知と思いますが、3月17日に新たに建設されました譲渡交流拠点施設のオープニングセレモニーの開催を控えております。この施設は譲渡の推進やボランティア活動の場、災害時のシェルターなど、様々な機能を備えております。この活用については今回の議事に含まれておりますので、後ほど説明させていただきます。

今後も様々な事業を展開し、助けられる命を助ける取り組みを推進することにより、殺処分の削減を目指して努力してまいりますので、委員の皆様におかれましてはご意見・ご審議のほどよろしくお願いいたします。本日はよろしくようお願いいたします。

(司会)

引き続きまして、本日ご出席いただいております委員の皆様方をご紹介します。今年度、公募委員の任期終了と、また定期異動等に伴いまして委員の変更がございます。委員名簿は配付資料の5ページに記載しておりますので、ご参照ください。

委員の方々をご紹介します。まず、公益財団法人徳島の盲導犬を育てる会、杉井様。公益社団法人日本愛玩動物協会徳島県支所長、渡部様。学校法人野上学園ブレーメン愛犬クリエイティブ専門学校、豊實様。

また、新たに公募委員としてご出席していただいております委員さまをご紹介します。奥

谷様。奥谷様におかれましては、鳴門市の方で動物取扱業、訓練業の経営をなさっております。続きまして、谷様。谷様におかれましては、徳島県の方から委嘱しております動物愛護推進員ということでご参加いただいております。

続きまして、井上様。井上様におかれましては、日本ペット文化学院の指導員をなさっております。スーザン・マーサー様。スーザン・マーサー様はNPO法人ハート徳島で動物の保護活動をなさっております。また本日は、ご主人の東條さんにもご同席いただいております。

続きまして、行政機関よりご出席いただいております徳島県危機管理部消費者くらし安全局安全衛生課長、山根様。徳島県動物愛護管理センター所長、小川様。徳島県教育委員会学校教育課学力向上推進幹、中上様。徳島県市長会徳島市市民環境部環境政策課長、小西様。徳島県町村会神山町住民課長、福岡様。「代理のヨシカワと申します。よろしく申し上げます」以上、委員のご紹介をさせていただきました。

続きまして、昨年度の第2回目の評議会におきましてご説明していますが、これまで本協議会の会長職を務めていただいております、塩本獣医師会会長が昨年、徳島県公安委員に就任したことにより、本協議会の委員の任を8月1日付で解かせていただいております。このため現在、本会議の会長職が不在となっております。

つきましては、会議に先立ちまして「徳島県動物愛護推進協議会設置要項」、資料の方に要項を付けさせていただいております。第4条「会長職は委員の互選とする」より、改めて会長を選出していただけたらと思います。委員さまの中でどなたかご推薦していただける方はおられるでしょうか。はい、杉井委員様。

(杉井委員)

日本愛玩動物協会の渡部さんに、ぜひお願いしたいと思うのですけれど。

(司会)

只今、杉井委員様から渡部委員様のお名前をいただきましたが、他に何かご意見等はございませんでしょうか。「異議なし」の声)

大丈夫ですか。そうしましたら渡部様、本会議の会長職をお引き受けいただいてよろしいでしょうか。「わかりました」ありがとうございます。

それでは渡部会長様、前のお席に移動していただきまして、ご挨拶と議事の進行をよろしくお願いいたします。

(渡部会長)

只今、杉井委員よりご推薦いただきました渡部と申します。よろしくお願いいたします。公益社団

法人日本愛玩動物協会の徳島県支所長をさせていただいております。これまでの獣医師会の会長さんに比べると、かなりの若輩者ではありますが、皆さんのご意見をたくさん出していただけるように会議の方を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、議題に入る前に前回の協議概要について、事務局からお願いいたします。

(事務局)

それでは、前回の議事録について説明をさせていただきます。資料の7ページから、前回会議の議事録ということでご確認いただきながら進めていきます。

議事録、資料の10ページから、議題1について進めます。「平成28年度動物愛護管理業務実績報告と課題について」、平成28年12月末時点での動物の収容と処分の状況について報告をさせていただきまして、殺処分の頭数の目標達成というのは厳しい状況ではあるけれども、前年と比較すると大きく減少が見込まれているというような状況が報告されました。

県が行ったアンケートの中では、マイクロチップに関する意識が低い、飼い主のモラルの向上を期待する声が多かったというようなアンケート結果についても、ご報告をさせていただきました。

次に議題2が「平成28年度動物愛護管理事業の実施状況」、イベントの実施状況等々について報告をさせていただきました。前年と同様のイベントの実施に加えて、ペットの同行避難、これについて実施、計画されるケースというのが増えてきている。今後についてもペット同行避難について増えていく見込み、ということで報告をさせていただきました。

その辺までは特にご意見等々なく、議題3について「平成28年度新規事業進捗状況と29年度事業について」ということで、災害救助犬・セラピー犬育成の進捗状況と活動状況についてご報告をさせていただいたところ、事業の進め方であったりとか、認定試験の方法や審査内容について、ご質問・ご意見をいただいております。

また、徳島県の動物愛護管理適正化・地域活性化推進補助金で、主には避妊去勢の助成金についての説明では、平成28年度からはこの助成金の中で飼い主のいない猫についても対象となるということです。その中で制度活用と活用上の手続きについて、飼い猫と野良猫とはどういう風に分けられるのかとか、手続き的な部分でだいぶ違うということで、ご意見をいただいたところがございます。

議題4につきましては、「環境省モデル事業概要」といたしまして、譲渡交流拠点施設の整備事業、この整備事業と、ペットに優しい町づくり推進事業についてご説明をさせていただいております。特にペットに優しい町づくり推進事業の中では、マイクロチップ装着推進を据えておりますので、その中についてご意見をいただいたところです。

また、議題5につきましては「譲渡交流拠点施設の活用等について」、県の方から報告をさせていただいて、その他セミナーとか、そういったものが完成するというようなご案内をさせていただいて、終了となっております。

また、この議事録については、この後お目通しいただいて、ご確認いただきたいと思います。本議事録につきましては、委員の皆様の承認後、県ホームページに掲載いたしますので、修正等ございましたらお知らせいただけますようお願いいたします。

前回議事録の概要については、以上になります。

(渡部会長)

では、引き続き議事の方に入りたいと思います。議題1について、事務局の方からお願いいたします。

(事務局)

議題1について、資料33ページをご覧ください。「徳島県動物愛護管理センターにおける犬猫の収容状況」について説明します。

まず、平成30年1月末現在の犬の収容状況です。括弧内の数字は昨年1月末の比率、プラスマイナスで記載しています。犬の収容頭数は876頭でした。うち成犬・子犬が昨年より増えている状況です。

収容頭数について、残念ながら今年は増えてしまっているところですが、この問題点として挙げられるのが、野良犬へのみだりな餌やりによって子犬の繁殖が見受けられる地域がまだあるということ、また多頭飼育の崩壊ということで飼い主からの引き取りなどが、今年度は見られました。あと近年たくさん見られるのは高齢者による飼育継続困難かと思えます。

次に、返還頭数の数字についてですけれども、今年は収容頭数の内、17%にあたります152頭が返還できております。昨年度より返還頭数は増えています。返還の経緯になりますけれども、主だったところだけを挙げさせていただいております。センターのホームページをご覧になって返還に至ったというのが34頭、直接電話をかけてみたらセンターの方に収容されていたというケースが25頭、徳島新聞の「あどねっと」に掲載されて、それをご覧になって連絡をいただいたというケースが18頭など、様々なケースで帰っています。その中で推進員の方にチラシ配りをさせていただくことで、返還率が上がっているようなところもあるかと思えます。

返還率の低い事の問題点として、飼い主さん自身が動物愛護管理センター自体を知らないとか、飼い主さん自身が犬の捜索の際にご自宅の周辺のみ捜されるだけで、ホームページを見たりとか、それ以外の能動的なことができなかったり、または知らないとか、そういうところが原因あります。

最近では、動物愛護推進員さんとか、センター関係者の方から能動的に飼い主さんを捜すようなところがある中、飼い主さん自身が犬の存在をセンターからの電話などから知るような形というものもあったので、「死んでいると思っていた」とか、能動的に捜せなかったというような意見というか、飼い主さんからの声も聞かれました。

次に、譲渡頭数になります。譲渡頭数は収容頭数のうち24%にあたります209頭が譲渡されていま

す。団体譲渡、一般譲渡、それぞれ頭数を見ますと、両方とも減っているような状況です。ただ団体譲渡に関しては、子犬の譲渡だけを見ますとプラス10頭、昨年度よりは増加できています。

こちらの文章がちょっと間違っているんですけども、「子犬の収容頭数が減っている中で…」というところ、逆に増えているところで、子犬の譲渡も増えているというようなところなんです。

なかなか譲渡先が増えていかないのは、譲渡先が飽和状態になっていることが考えられるところかと思えます。

このようなところから処分の頭数は本年度1月末で534頭の処分になっております。子犬・成犬の内訳は以下のとおりになります。

次に、34ページに移りまして、猫の頭数になっております。収容頭数に関しては316頭、成猫・子猫の頭数はこのようになっておりまして、収容頭数自身で言いますと昨年度からだいぶ減っているような数になるかと思えます。子猫の収容の多くは、役場とか警察というところから、こちらに収容されているのがほとんどになります。また、猫についても犬と同じように、多頭飼育崩壊があるというところからも来ております。

次に、猫の返還頭数になりますけれども、こちらは残念ながらゼロです。この背景として、所有者明示が犬に比べて低い。そもそも首輪をつける習慣がない方もいらっしゃいますし、鑑札とか登録がないというところもあるかと思えます。あと、考えられることとしては収容時期が離乳前など、そもそも飼い主がいなくて、そういうこともあります。

猫の譲渡頭数について、昨年度よりだいぶ減ってしまっていますが57頭で、収容頭数のうち18%にあたります。数字はこの通り、団体譲渡と一般譲渡、団体の皆様にも頑張ってくださいしておりますけれども、なかなか愛護団体さんが独自に保護しているケースもあつたりということで、センターからの引き出しが難しい場合もあります。一般譲渡で、「飼い主を探す会」の申込申請書を提出していただいても、野良猫を拾ってしまって「もう大丈夫です」ということで辞退をされるようなことも、今年度は多かったかなと思えます。

そのようなところで、殺処分頭数、猫に関しては250頭。犬と猫を合わせて少々のマイナスという状況になっております。

続きまして35ページ、徳島県内における飼い犬猫の推計飼育頭数、マイクロチップ登録数というのを参考として載せさせていただいております。マイクロチップ装着頭数の推移、平成25年から5年間の推移を挙げておりますけれども、年々順調に、皆様のご協力がありまして装着の推移が上がってきているようなところになります。

続きまして、36ページに移らせていただきます。動物愛護のイベントなど、実施状況の主だった所をピックアップしてお話しします。まず今年度新しいもの、4月18日「災害救助犬認定式」では、県としては初めて玄とモナカが災害救助犬として認定されました。

次に、10月は防災の時期なので色んな市町村だったり自治体とか地区からペット同行避難に関して

のアドバイスといいますか一緒に参加というところで、動物愛護管理センターから色々な所に行っているところでもあります。今回は徳島市内とか鳴門市、吉野川市といったところからお声掛けいただきました。その12月16日の南部圏域総合防災訓練につきましては、4月18日に認定式を受けましたとモナカも参加をして、南部の方で防災訓練のイベント内で披露できた機会になります。続いて3月17日、予定のものになりますけれども、譲渡交流拠点施設のオープニングセレモニーをがあります。

次の37・38ページには環境省の事務提要进行を各市町村から提出していただいているもので、動物愛護管理に関して取組事項しているというところで挙げていただいております。ご参照いただければと思います。議題1については、以上です。

(渡部会長)

では、議題1の内容について、何かご質問などありますでしょうか。

質問というよりは、今年度、殺処分や譲渡の頭数が、昨年度より殺処分数はちょっと少ないですけども、譲渡数がすごく減っていたりして、色々課題があるのではないかなと思います。それについて何かご意見などありましたら。

私から質問なのですが、譲渡先が飽和状態という風に33ページの方に書いてありますけれども、犬猫とかペットを飼いたいというような人の需要とか、保護犬猫ちゃんに限らず、そういったペット熱・飼育熱みたいなものはどうなんでしょうかね。

(事務局)

実際、需要といいますか、ペットを飼いたいというようなお問い合わせとかは著しく減ったという印象はありません。ただ傾向としては、割りとご高齢の方からのお問い合わせというのが近年多いのかなと。私どもから、里親さんになっていただくための条件の中に、例えば単身の方で65歳以上の方の場合は譲渡の対象にはならない、お断りしているような現状がございます。

ただ、次の世代、子どもさんの世代と同居しているとか近くに住んでいて、もし万が一何かがあれば引き続き面倒を見るというような方についてはお渡しすることができるのですが、結構、傾向としましては一人暮らしで寂しいというようなところもあるんでしょうね。それで飼いたいというようなお申し出が割りと増えてきているのかなと。この傾向については他県でも、全国の担当者会とかに行きますと議題に出て、それぞれの自治体さんでも譲渡の条件とかで高齢者への譲渡についてはどこまで対応するか、また高齢の方にお譲りしたとして、どういったバックアップとかフォローができるかというところ、具体的に県とか自治体、行政単独で細かいケアができているところは、実際のところあまりないんですよね。それぞれの自治体さんにおられます団体さんとかが、先ほどの説明にもありましたが、団体から譲渡する時にそれぞれ条件を設定しています。そんなところで、ある程度年齢のいった方については後のフォローとかケアとかを色々検討してみたりとか、全てにおいてというの

はなかなか難しいのかもわからないんですけど、そういった手当とかを考えているというような流れにはなってきております。

(会長)

どうでしょうかね、譲渡拠点施設、この後の議題にも入っていますけれども、それができることによって増えそうな感じでしょうか。そういった手ごたえとかはありますか。

(事務局)

よろしいですか。例えば今日お出でいただいていますハート徳島さんとか、当然私どももお付き合いがございまして、また谷さんもなんですけど、いわゆる団体さんへのうちからの譲渡引き出しというところ、うちから引き出していただいて譲渡先を探していただいているような活動もしています。ハートさんも谷さんも長年活動してこられて、一般の方から直接、いわゆる「どうにかならないか」といったような形のお問い合わせとか依頼というのがかなり増えてきているというような中で、うちからの引き出しというところも、もちろん需要があればというところなんですけど、やはり直接一般の方からの譲渡の依頼というのはかなり増えてきているのかなというところがあります。

(委員)

今仰っていたように、先日も東京方面から御相談がありました。

80歳を超える親御さんがお二人で徳島で暮らしておられて、飼っていた30キロを超える大型犬がなくなったので、その両親のためにもまた同じようなワンちゃんを世話してほしいということだったのですが、私は一応お断りしたんです。

このような全国的に高齢化した方のペットの問題、様々な事情で飼えなくなった方が今後そのペットをどうするかという問題は全国的に起こってくると思うんです。高齢化した飼い主さんが亡くなるというのではなくても、適正飼養ができなくなった場合のことをお伺いすると、関東に住むお子様がその犬を連れて帰るとのこと。でも、普段その犬とコミュニケーションが取れていないお子様がいきなり連れて帰っても、新しい場所で色々な問題が生じるのではないかとことがあるので、お断りさせていただきました。そういう人が増えてきているので、センターや団体からの譲渡が少なくなってくるのではないのでしょうか。

ですが、そういう人たちの癒しになって老人の生きがいにもなるペットをそういうことで遮断していいのか。という話を、今まさにしている途中なんです。

ですから、それぞれの団体さん、ハートさんも色々考え方があると思うんですけど、そういうことも考えていかないといけないかと思います。

その飽和状態という点からちょっと話が逸れていくんですけど、やはり問題は避妊去勢をしないために増えていき適正飼養ができなくなるところが問題です。そこも含めての根本的なところを考えていかなければならないのではないかと思います。

(会長)

高齢の方への譲渡とか、その後のケアというのは、今後、道筋というのはいりそうでしょうか。

(事務局)

実際、先ほども申しましたが、他県の担当者の方とかで、ちょっと適切な表現かどうかわかりませんが、ある程度穏やかなそれなりの年齢に達している成犬で、里親さんがご高齢の方で、寿命を合わせるということではないのですが、そういったところの犬側の残りの寿命の部分であったりとか、飼い主さんの体力的なところとかがあって、できるだけ里親さん、ご高齢の方の下で問題なく健やかに過ごせるようなところのマッチングというようなところ。どうしても、どちらか飼い主さんが調子が悪くなるか、飼っている犬が調子が悪くなるかというようなことにはなるのですが、その辺を最終的には行政もボランティアさんのお力・お知恵を借りて、何らかの形でケアできればなというようなところで検討しているというようなお話は何点かは聞きました。

(会長)

わかりました。谷委員の方からも今ありましたけれども、元の部分をケアしていくということも大事ななと思います。33・34ページ両方共にあるのが、多頭飼育崩壊というのが入っていますよね。

以前の協議会の方でもちょこちょこ話が出ていると思うのですがけれども、飼育頭数の制限とか、そういったことについて県外の自治体では飼育数の制限を設けているところもありますね。そういったところの成果というか、情報というのは入っていますか。

(事務局)

県外でのそういった制度とか、実際のところはそういったところで制限が掛かってということなんですけど、まず制度化したとしても、それまでに既に飼っている、多頭飼育をしているという方について、新たに公布とか制定された制度にどう当てはめていくのか。もう既に飼っているというところでは、ある意味既得権があって、指導しながらその状態を維持しつつ頭数をその制度の中で定められている頭数に減らしていくのか、ある程度そういった飼い主さんで問題のある飼い方をなさる方が多いので、何かの形で以前から指導の対象であったりというようなところがあって、新たな制度を作ったことを機に頭数を減らそうというような、動物の引き取りというような作業とかに伴うと思うんです。

あと、引き取った犬猫をどうするのかというようなところがもちろん出てきて、ある自治体さんの担当者の方からお聞きしたのは、頭数とかの制限の中でそれを機に数を減らしましょうというようなところで一応引き取って、その後できる限り処分をすることなくというような方向性の中で、その自治体さんとお付き合いがあるボランティアさんと協力してというようなところの準備を整えて事に当たったらしいんです。そのケースになった飼育者の家では避妊去勢措置をしていなくて、いわゆる親が子を産み、子同士で交配し、またその子同士、兄弟で交配してという近親的な交配がずっと続いている。いわゆる先天的な疾患とか身体の形成不全というような、非常に健康面に問題があるだろうというような犬が多かったというようなところで、結果的にはボランティアさんとかが引き取って飼い主を探しますと。私が聞いている段では処分したというようなことではなかったのですが、やはりそういう問題も。引き取ったりして処分することなかったですけど、避妊去勢とかが十分徹底していないと健康状態が非常に悪い動物たちがたくさんいるというようなことも、話としては聞きました。

(委員)

今仰ったのは、自治体が例えば条例で頭数制限、飼育頭数の制限、目的としてはたぶん生活環境の保全ですかね、次に2点目が動物愛護の問題。但し、生活環境の保全というのは動物愛護法の方で一定の指導権限を持たされて、県の職員が指導を行っている。他方、動物愛護の視点で、そういう多頭飼育崩壊の部分の制御するために県条例を定めるとなれば、なかなか状況としては設定し辛いかと。

一方で、県としてもしっかり指導をすべきである。やはり動物愛護法でしっかり指導すべき事項がございますから、愛護の観点と環境保全、相互の観点でやはり我々県の職員の方でしっかり指導しながら折り合いをつけて行くというのが今の状況ではあると思うんです。両方の視点の中で、例えば県条例を制定できるかどうか、制限を加えられるかどうかというのは、ちょっと厳しいかなというイメージがございます。そういう意味合いからも、我々職員の方でもしっかり指導をしていきたいとは考えています。

(委員)

そういう多頭飼育なり、高齢者の方が希望する数というものは把握できているんでしょうか。

(事務局)

相談件数としては、もちろんメモを取っていたりしますが、今は手元にないんですけど、例えば1週間の電話の対応の中で、ご高齢の方からの「飼いたい」というような問い合わせになりますと、だいたい1日に1回程度ぐらいは高齢の方からそういったお問い合わせがあるような状況です。非常に割合としては多いのかなと。

それで以前、私は平成25年に1年間だけセンターにいまして、その時にも確かにお問い合わせはあ

ったのですが、そこから2～3年ぐらいの話なんですけど、その時よりも今はちょっと多くなっているのかなという印象ですね。

(委員)

多頭飼育の方は、県の方が十分指導が行くぐらいの頭数で、大丈夫なんですか？

(事務局)

この収容頭数が増加した理由として、多頭飼育崩壊と資料に載せていますが、今回の場合はこのケースで、飼い主さんがお亡くなりになられた背景があります。通常であればまず現状を見に行って、まずは避妊去勢とか繁殖制限が十分できていないということで指導であったりとか。当然、私どもの方も引き取り後の犬についての取り扱いは十分協議した上で引き取って、里親に出すということも合わせてやっております。しかし先ほども申しましたように、犬自体に問題があるなど、中には安楽死なりせざるを得ないというような状況もあります。

指導の部分なんですけど、とにかく粘り強くです。頻繁に定期的に訪問をしていないと、例えば増えるだけではなくて、いわゆる犬を放してみたり、というようなことをなさる方も中にはおられます。しばらく我々の方からの監視がなければ気持ちが悪くなって飼い方が悪くなったりとかいうような傾向がありますので、かなり長いスパンにはなるのですが、粘り強く指導はしていきたいと思います。

多頭飼育の件数というのは、大概是適正飼育ができていないということで、近所からの苦情ということで我々は把握することが多いです。ですので適正に飼われていて、近所から苦情がない場合には我々が把握できていない多頭飼育はあるかと思います。ですので正確な数というのは把握できていません。

(委員)

今回は、問題のある多頭飼育ですよ。その件数によっては対処の仕方が変わってくると思ったので。

(事務局)

問題のあるところは我々全て把握しています。

(委員)

登録、狂犬病予防注射をしてない方がたくさんいて、行政もきちんと把握はできないと思うんです。周りで散歩をさせている方も、たぶん登録等をしていない方も結構いると思うので、その部分はちょっと難しいかもしれないですけど、そういう近所に聞いて犬がいるかないかという把握の仕方と

いうのはあたりするんですか。

(事務局)

一応、登録なさっていただいている方がいますよね。市町村役場の方で登録するような形になっていまして、システムで住民票みたいな形で管理はできますし、抽出もできるんですけど、登録までしっかりしていただいて狂犬病の予防注射も打っていただいて、複数頭を飼っている方というのは割りとしてしっかり飼われているんですよ。

先ほど所長が申しましたように、いわゆる問題のあるような飼い方、苦情に上がってしまうような飼い方、当然近隣からの苦情というような形で上がってくるので我々も現場に行ってしまうところ。先ほども問題のある飼い主さんのお話なんですけど、やはり割りとして経済的に困っておられる方が多いですね。登録はもちろん、狂犬病の予防注射も打っていたり打っていなかったりというような方で、犬の餌だけはどうか、普段の生活を切り詰めて確保をしてというようなところ。

あと、やはりこれも他の自治体さん、担当者の方ともお話しする中で、人の福祉であったりとか、場合によっては精神保健的なアプローチとかフォローというようなところまで踏み込んでいく必要がある中で、他の自治体さんにつきましても私どもとほぼ同じで、だいたい獣医師が担当職員というのが多いんですよ。それで、犬とか猫という動物についてのアプローチとか技術的な部分については知識もありますし、技能もあるのかなとは思っているのですが、いわゆる飼い主さんのメンタル的なところ、また福祉、生活そのもののベースにある、生活についての福祉的なところが、知識だったり何か手立てだったりとか、こういうアプローチがあるよというような知識があまりないので。今後、市町村とか県の方にも福祉のセクションがございますので、何かお知恵を借りたりとか、協力していただいてというようなところの連携体制を作っていくのが大事かなと私どもも思いますし、全国の自治体担当職員の方も同じようにお話はしていますね。

(委員)

つながりとかはあるんでしょうかね、市町村さんとか徳島市さんの方では。愛護センターさんと協力して、そういった方のケアにあたるというようなことは？

(事務局)

苦情があれば、一緒に行くこともあります。今日お出でいただいている徳島市さんは、いわゆる環境のセクションなので、例えば犬の登録事務とかもあれば身近な生活の中での悪臭だったり騒音だったりとか、イメージしやすいところと言えばそういった辺りのところなので、もっと掘り下げてその対象となる飼い主さんの福祉とかメンタリティとかの部分についてはちょっと担当ではないので、やはりなかなかやりにくいのかなというところですね。

(委員) 今後はそういったところとの連携も考えていくということ？

(事務局) そうですね。非常に大事だろうとは認識しておりますので。

(委員)

今、奥谷委員が登録ということを仰ったんですけれども、新潟県の山古志村が震災を受けた時に、かなりの確率でペットたちが戻ってきた。その理由としては登録、狂犬病とかそういう登録がきちんとしていたからということを知ったことがあります。

狂犬病とか登録というのは法律で決められていることなので、市町村の自治体の方が頑張って100%を目指してやっていただくと被災時、震災時にも返還率の向上にもつながりますし、また普通の日常生活で迷子になった時にも、そういう情報があると返還しやすくなるのではないかと思います。

それで、マイクロチップを装着していただくと、なおその返還率が上がるかなと思いました。

(会長) はい。狂犬病の登録については、ずっと課題としてあると思います。

(委員)

狂犬病予防法に基づく登録といいますと、やはり飼い主にメリットが小さいんですよね。そもそも狂犬病を制圧するための予防なので。実は県としてもマイクロチップとの登録の一元化ができないかと、厚生労働省も含めて環境省、この辺りへの働きかけを去年からやっております。

今年についても政策提言ということで、この辺りマイクロチップが狂犬病予防法に基づく登録と一元化できれば、飼い主にとっても非常にメリットが大きいです。この辺りは県条例ではなかなか難しいところがございますので、国の施策として狂犬病予防法と動物愛護法の観点の中で一元化を、我々としても強く国に訴えかけたいということで今作業中でございます。

(会長)

ついでに猫の方もね。猫の登録が難しいんです、把握がね。ちょうど来年度が動物愛護法の改正になると思いますので、犬の方は法律で縛る根拠というのがありますけれども、猫の方はなかなか難しいところだと思います。その辺りもぜひ頑張ってください、提言していただければと思います。

(委員)

基本的に犬は人に対する危害という観点が大きいんです、登録というのは。犬の場合は人に対しての危害、よく放浪犬が子どもを噛んで傷害とか、そこの部分がやはり大きいんです。猫というのはそ

この部分が非常に弱いんですよね。

そこで登録を義務付けられるかどうかというのは、例えば地域で県条例もしくは市町村条例あたりでそういうのは可能かもわからないけど、国レベルでは非常に難しい。地域レベルの場合であれば可能かもわからないですけれども。

(会長)

他に何かご意見とかございますでしょうか。

ちょっと気になったのが33ページの「飼い主がセンターの存在を知らない」というところ。返還の頭数がすごく増えていますね。センターの存在周知のために色んなところで電話番号のカードを作っ
ていらっしゃいますよね。あれを例えば狂犬病の予防接種、集団接種に来た方に1枚ずつ渡すとか、あのカード自体を配っていただければ。色んな所に「犬猫がいなくなったらセンターへ」というのを見かけるんですけれども、個人が一人ひとり携帯しているぐらいじゃないとハッと気が付かないと思いますので、その辺りもちょっと頑張っていただければと思います。

(委員)

その件に関してですが、三好市は市報に取り上げていただきました。2枚ぐらい動物愛護のことに
関して取り上げてくださっています。これは三好保健所の方にもとてもご尽力いただきまして、そう
いう形で広報していくこと、周知していくことが大事かと思えます。

(会長)

そうですね。もし自治体に働きかけられるのであれば、そういったこともしていければと思います
ね。他にないようでしたら、議題2の方をお願いいたします。

(事務局)

議題2「災害救助犬、セラピー犬等育成プロジェクトの進捗状況」、資料は39ページになります。

災害救助犬等育成プロジェクトは、災害救助犬とセラピー犬、それぞれ県の方で育成のお手伝いを
して認定をしていくという制度でして、平成26年度から始めました。

平成27年度にまず2頭、玄とモナカを災害救助犬候補として認定をし、28年度末にその2頭が災害
救助犬として認定される試験を受けて、それに合格しています。

最初の事業実績でもご紹介しております通り、今年の4月に玄とモナカについては災害救助犬とし
て、それぞれ認定されています。

平成29年10月、今年度の10月には新たに1頭、コージーを災害救助犬の候補として認定をしており
ます。またこの3月にはもう1頭、風雅を災害救助候補犬として、審査会を予定しております。この

2頭につきましては来年度1年間の訓練を経て、来年度にそれぞれ認定試験を受けていただくという
ような予定になっております。

現在、災害救助犬として認定されている犬が2頭、救助犬の候補犬と認定されているものが1頭、
災害救助犬と認定していくための素質がある犬として、災害救助犬候補として里親さんを探している
状況の風雅が1頭おります。30年度末までにこれら4頭の災害救助犬を育成予定としております。

また、もう1つの柱としては、セラピー犬の育成があります。平成26年度からスタートして、27年
度に6頭、28年度には1年間で17頭、今年度は8頭のセラピー犬を認定をしており、全部で31頭、認
定をしているところでございます。

次のページの方がスケジュールとして、このような形で進めていきます。下に活動実績として挙げ
ております。報告の中でもお話しさせていただいておりましたけれども、動物愛護のつどいと12月16
日に開催された南部圏域の総合防災訓練の方で災害救助犬のデモで玄とモナカが行っています。

それと、もう1つのセラピー犬と、それからふれあい活動犬。県で実施するふれあい活動の方に参加
していただいて、例えば老健施設とかの福祉施設であったりとか、学校でのふれあい移動教室に参加
していただけるような気性のやさしい犬、人に慣れていて色んな活動ができる、そういったところ
で素質があるというような犬から、ふれあい活動に参加していただける犬を育成しているところで

その活動実績として、28年度が17日間、延べ19人ほどのボランティアの活動をいただいています。
29年度、今年度につきましても2月末ぐらいまでにこの程度、12日間の活動に参加していただいて、
16人前後の方が犬を連れてきて一緒にふれあっていただいたというような実績があります。

今後の広げ方としては、譲渡会「里親をさがす会」の時にセラピー犬を県としては行って、そ
れを是非やってみませんか、と必ずお話しするようにしています。ホームページの譲渡犬にも、セラ
ピー犬候補ですよ、この子は良い子なのでやってみませんか、というような形でも載せています。

あとは、過去ににお譲りしている方についても、年に2～3回ほどセラピー犬の活動について周知
し、それについて一緒に活動してみませんかと呼びかけています。しかし、実績としてはまず犬の方
に素質がある子たちの中で、犬の飼い主さんにも会っていかなければいけない。そのため、譲渡犬、
全てにお送りする訳ではないのですが、その中で反応があるのが3割ぐらい、更にそこから訓練まで
行っていただけるのはもっと少ないというような状況ではあります。今後についてもこういったこと
で強化して進めていって、40ページの方ではスケジュールとしては、まだ未受験のものが28頭、それ
から来年度の予算としては38頭のセラピー犬を育成できる予算を確保しております。38頭すべてが合
格すると、災害救助犬とセラピー犬を合わせて101の目標達成を目指してやっていきたいと考えてお
ります。セラピー犬、災害救助犬については、以上になります。

(会長) では、今の議題2について、ご質問とかご意見ございますでしょうか。

(委員)

私、犬の方に関わっているのですが、この災害救助犬については凄く問題があるように思うんです。今2頭は仕上がっていますが、訓練を始めようかという事業についても、なかなかハンドラーさんが素人である以上は凄く難しいことで、仕上がりについては時間もかかりますし、実際に南海トラフの地震が起きた場合にはハンドラーさんも被災者ということになるので、これは県外で活躍をする犬であればまだしも、県内が認定した災害救助犬ということで、これ以上の災害救助犬を作出する意義があるのかなと、疑問に思っています。

(事務局)

仰るようなところもございまして、こうした災害救助犬を育成するという試みでの事業は、来年度で終了になります。ですから31年度、32年度というようところで、育成について続けていくというような計画にはなっていません。既に認定を終えている2頭と、これから認定に向けてというようところで2頭ということで、おそらく来年度の事業終了の時点でMAX 4頭の災害救助犬としての認定というようことに、目標としてはそうなるかと思えます。

それで、そのまま認定して終わりということでありまして、やはり飼い主さんでおられますハンドラーさん自身の災害とか、レスキューに対しての知識とかスキルの向上ももちろんですし、当然救助活動に伴う災害救助犬についても、そのままであればちょっと可愛らしい、賢い犬ということになってしまう。その辺の認定後の継続したケア、フォローアップですね、この辺りを育成としては30年度を最終年度としておりますが、30年度・31年度以降につきましてはそういった認定した災害救助犬とかについてのフォローアップというようところで、何かしらのケアができないかということを検討をしております。ですから、育成そのものにつきましては来年度で一旦置くというようところでございます。

杉井委員の仰りたい意味はよくわかるんです。いわゆる素質のある犬というか、ラブラドルの中でも選りすぐりの中で、それでまた厳しい訓練をした中で盲導犬というのは育てているよと。そのレベルと比べてもらうと、ちょっと見劣りがあり過ぎるのですが、これは温かい目で見守っていただきたいという、我々もいわゆる殺処分を削減していくという事業の中で、いわゆる野犬の中からこういう犬を育てているんだよということを世間にアピールをしたい。そういう意味でやっておりますので、温かい目で見てください。

(委員)

最初の2頭だけかなと思ったんです。それは凄く意義があることだろうと思ったんです。でも、いつの間にか次々と、しかも100頭とか120頭になっていまして、ちょっとそれはどうかなと。

セラピーにまでもっていくというのは凄く簡単なことなんです。もちろん飼い主さんの飼う意識が

向上して凄く良いんです。ただ訓練となると一般の訓練士さんが維持をしていくのも毎日の訓練が大変なのに、ハンドラーさんに凄く負担が掛かるというのをあまりにもご存知ではないのではないかなと思った次第です。

(事務局)

我々も状況は把握しているのですが、事業として押し立てた以上は我々も育成をしていかなければいけないということで、レベルを上げよう、上げようと努力はしているのですが。その辺はご理解いただければと思います。

(委員)

それともう一つ、よくあるんですけれども、もしも災害救助犬ではなくて聴導犬とかでしたら、収容のワンちゃんたちの中からということもあるものですから、そういうこともちょっと考えていただけたら、またワンちゃんたちの生きる道が開けてくるのではないかなと思います。

(事務局) 今後の検討課題としまして。

(委員) よろしくをお願いします。

(委員)

2頭を作り上げて、維持させていくために係る費用というのは、だいたいどれぐらいの予算を考えていますか？仕上がったから、この子の将来ですね。災害救助犬として生きていく上での。

もしわからなければいいんですけど、災害救助犬1頭が、いわゆるモナカちゃん・玄ちゃんが認定されてから、里親さんに貰われてハンドラーさんのところに行って、続けての訓練も必要であれば、この子の生涯にかかる認定犬としての予算はいくらですかということです。

(事務局)

先ほどのフォローとか、担当間で出てくる話が、いったい寿命のうちでそういった役目にどれぐらいの年齢まで耐え得るというか、働くことができるかというような話の中があります。10歳は難しいだろうとか、6歳・7歳・8歳ぐらいの辺りが目いっぱいのところだというのがまず一つある。玄とモナカにつきましてもまだ1歳とかなので、それからいくと5年程度はそういった災害時での働きが期待できるのかなと。

その中で、継続してのトレーニングの支援をどんな形で、という話なんですけど、一番理想的なのは先ほど私も言いました、ハンドラーさんそのものが色んなスキルとかを身につけて、、、

(委員)

予算はいくらですか？

(事務局)

ちょっと計算させていただいて、後でだいたいの額はこれぐらいだと思いますという感じでお伝えさせていただきます。

(委員)

災害救助犬は、今後、県としても継続していかなければいけないんです。事務局も終了とは言ったんですけど、これはいきなり終了という訳にも、終了時期は決定していませんから。但し、委員も仰っていたように、災害救助犬について今の検証は必要だと思います。果たして本当に役に立つのかどうか、それと徳島として育てた犬を災害救助犬にしたんですけど、これが本当に使えるかどうか。

それと予算上の問題、これは皆さん方から頂いた、ふるさと納税で頂いた貴重な税金を使っていますから。というところで終了時期については明言はできないんですけど、この検証をしてどうすべきかというのは当然やるべきだと思うんです。

それと1点は、災害救助犬については災害を受けて被災し、いるだけで被災された方というのは心の、やはり「来てくれた」と、基本的にあまり役に立たなくてもいるだけで、そういう部分もあるのではないかと。

土砂災害とかで言えば、臭いとかほとんどないんです。結局、活躍する場所ではないんです。そういう場所でないところでさえも、いるだけでやはり被災された方々は何かしらのプラスアルファというか、だからプラス要因もあるんです。そういう部分も含めながら、県として継続できるかどうかというのは十分検証していきたいと思います。

(事務局)

先ほど委員の方からご質問がありました、フォローアップのところでは年間どれぐらい掛かるかというようなことで、だいたい5万円程度、掛かるかなというように見えております、1頭あたり。以上です。

(会長) はい、どうぞ。

(委員)

うちも救助犬を育成しています。1頭仕上げるのに2～3年、またそれから訓練の継続もあります

ので、それ以上、ずっと8年～10年、その間も訓練は必要になってきます。

この訓練の継続で、モナカと玄が2カ月に1回の訓練を、県から「してください」ということで2ヶ月に1回やっているんですけど、2ヶ月に1回の訓練というのは、なかなか難しいものではありません。これから搜索に対しての訓練が必要なのに、搜索の訓練自体ができない状況になっているので。飼い主さん自体もお仕事をされていて、なかなかその関係もあって来れる時に来れないというのがある。今、コーギーに関しては飼い主さんがご自分で通って訓練をされているような状況です。

風雅に関しては、今持っている方が訓練士さんなので、自分で服従までは訓練はできると思います。あと搜索の方はこちらの訓練所へ通ってもらうということになりますが、簡単な箱についての搜索のやり方は教えて、飼い主さんにやっていただくというような、簡単な搜索に関してはお願いしてあるんですけど。

(事務局)

では、能力の維持、あるいはスキルアップをしていくには2ヶ月に1回よりも、もっと訓練回数を増やした方が当然良いというようなところ。その辺りはまた今後検討させていただきます。

(委員) 全体的な課題もありますから、十分検証しながらということ。

(会長) では次、議題3の方、お願いいたします。

(事務局)

議題3、お手元の資料、46ページです。いわゆる飼い主のいない猫対策で、今回お配りしましたこの推進計画に挟んでおります、地域猫活動の普及啓発用のパンフなどもご参照いただきながら、お話を聞いていただければと思います。

先ほどの多頭飼育崩壊のお話ではないのですが、猫そのものにつまましては犬のように登録制度もなければ、繋いで飼えとか、家の中で室内飼いしなさいというような義務がない中で、ちょっとした不適切な関わり方、もしくは飼い方をするとどんどん増えて、ひいては周辺の近隣地域の環境とか、苦情の元・トラブルの元になっているところがあります。そういった苦情トラブルは昭和の時代から平成に入ってもあったことと思います。

それで具体的な措置というか、対策方法がなかなかなかった中で、平成22年度より徳島県においては猫の適正飼養ガイドラインというものを策定しまして、飼い猫はこういった飼い方をしてくださいという事を記載しているものと、一方で野良猫、飼い主のいない猫についてどのような対策方法があるのかをお示ししまして、いわゆる地域猫活動支援事業ですね。お一人ではなかなか難しいので地域の方で複数名のグループを作っていただく。もしくは町内会を挙げてというような形もあるかとは思

います。ある程度の猫が生息している地域の範囲の中でお住まいの方々がこういった活動をする。そこにいる飼い主がはっきりしない猫について、捕まえて避妊・去勢手術をしていったん元に戻す。

適正な量、適正な方法で餌をあげて、トラブルの一因になる糞害についても、地域で気が付いたら片付けたりとか、決まった場所を設定してできるだけそこでトイレをするように促してみようというように実施する。猫を処分したりとか捨てたりすることなく、その地域の猫の数を徐々に、天寿を全うさせて減らしていこうという取り組みです。

全国的な中では徳島県は地方都市の中では早いのですが平成22年より開始いたしまして、平成29年度末までに、県内101ヶ所でトータル1,523頭の猫に避妊去勢を行っています。

ただ、この地域猫活動なんですけど、やはり人口の多い徳島市とか藍住町とか、徳島市が圧倒的に多いのですが、そういった所で活動をするというお話がほとんどです。これまで、手術費用を全額県費で負担するという事業になっており、私どもとしてはこの手法を全県下的に広めたいなど。実際、去年から今年にかけて県の西部・南部からポツポツなんですけど、1ヶ所・2ヶ所ずつ申請が上がってきています。ただ、手術費用について全額を負担しているようなところもあり、予算的にずっと同じレベルでの継続がなかなか難しい。

もう1つは、下の「今後について」というところになるのですが、捕まえて避妊去勢をして元の場所に戻す。いわゆるTNR活動という言い方で呼んでおりますが、こういった活動を全県下に広く普及させていこうとしています。これまで県主体になってそういった活動をしていた中で各市町村役場さん、もしくは地域の住民の方での活動の支援が必要不可欠であるというところなんです。

これまで、動物愛護、主に飼い犬・飼い猫についての避妊去勢に係る補助金事業ですね。それは既に行っていて、全県下24市町でいわゆる飼い主さんがいる猫・犬につきましては、各市町村さんの方でそういった補助・交付金事業を活用していただいています。

新たに、これは平成28年度になるのですが、一番下の表になっているところで1～5と対象になる動物愛護に係る事業についての一覧なのですが、3番のところで地域にいる飼い主がいない猫についての避妊去勢手術について1頭5,000円なんですけど、こちらの方は市町村さんで2,500円、県負担で2,500円、折半するような形で申請者の方に対して5,000円の補助を行っている。

こういった取り組みを今後広げていく中で、本年度徳島市さんがこの制度を活用しまして、TNRの活動支援を開始しています。現状では徳島市さんだけになっているのですが、今後、他の市町村も含めて広げてまいりたいと考えております。

それで今日、徳島市のご担当の方がお出でになられておりますので、その制度につきまして概要をご説明、あと実績的なところもお話ししていただければと思います。よろしくお願ひします。

(市民環境政策課)

私、徳島市の市民環境政策課の阿部と申します。今日、課長の小西が議会と重なっております来

られなくなり、私が代わりにご説明させていただきます。

49ページ、徳島市のホームページの写しがありますけれども、昨年9月1日から1月31日までの間に募集をさせていただいて、予算としては100頭、1頭あたり5千円ですから50万円の予算で、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の一部を交付させていただきました。

実際の申請の流れですけれども、51・52ページの申請書に必要事項をご記入いただきまして、印がついていないのですが交付決定をさせていただきます。交付決定をさせていただいてから60日間の間に、48ページの「飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施動物病院」、10動物病院におきまして手術をいたしまして、手術をした後2週間以内に、53・54ページの実績報告書を上げていただきます。

昨年の3月にこの会議で説明があったように、動物病院さんのサインとかではなくて、領収書や手術後のVカットをした猫ちゃんの写真をつけていただくことで、実績報告をしていただいております。これが昨年のこの会議での説明とは違う取扱いになっております。それと55ページの請求書を出していただいて、助成金を出させていただいているというのが制度の流れになっております。

現在、1月31日現在までで申請が27件ございました。頭数としましては42頭、決定いたしました。予算はして21万円になるのですけれども、取り消しが実は22頭あります。42の中で22頭取り消しということで20頭、10万円分の交付決定が残っています。

取り消しになる理由なんですけど、一番多いのが捕まらない。2番目が、捕まえてお医者さんに連れては行けたんだけど、年齢が達していない。あと野良猫なので病気にかかっている体力がもたないということ。あと少数ありましたのが、実際に捕まえて手術に連れて行くんですけど、Vカットが可哀想だということで、手術はするけれども以後は私どもで飼いますから助成金は利用しませんということで取り消しになったというパターンぐらいに分かれます。

現在、20頭残って、19頭分までは助成金をお支払いさせていただいて、少しだけ残っているような状況でございます。今年からこの制度を始めたのですが、よくある相談が地域猫活動の手術期間が終わって、この制度をご利用いただく場合、助成金の額が6ヶ月以内は無料で、こちらについては5,000円ということだと、制度に差があるということで意見を寄せられる方が結構いらっしゃるということ。あと、捕まえ方がわからない。日常管理されている方でさえ、普段と違う恰好で行くと捕まらなくなったりということがありまして、そういった捕まえ方がわからないので指導してほしいというようなご意見を頂戴しておりまして、私どももどうにかできないか考えている次第でございます。以上のような状況です。

(事務局)

ありがとうございました。この制度、問題点は色々あるかと思えます。ただ、制度としては広く全県下、西の端から南の端まで、多い少ないはあるかとは思いますが、同じようなトラブルだったりとか対処方法をとるところがあるかと思えます。有効な手段として、各市町村さんにこの交付金

制度を活用していただけるような形で設置してまいりたいと思います。

この後、報告はこれで終わらせていただくのですがけれども、委員さんの方からまたご意見だったりとか、お聞きできればと思います。よろしく願いいたします。

(会長) それでは、今の議題についてご質問・ご意見、何かございますか。

(委員)

このチラシ、凄く可愛くできているんですけど、これはどこに配布されているんですか。凄くわかりやすく良いなと思うんですけど、もし良かったら今日は教育委員会から来られているので学校で配ってくだされば、子どもたちの勉強にもなったりするので良いんじゃないかなと、ご家庭で話し合いをしてくださったりとか、こういう風に大切に飼うんだなということで、いいんじゃないかなと思いました。

(事務局)

ありがとうございます。愛護センターとか保健所、あと市町村役場とかにもお渡ししたりとか、推進員さんで自分の活動する範囲に周知したいという場合に、ある程度まとまった数をお渡ししたり、今のところそういうふうに配布しています。

また、今後につきましてはこの地域猫、このチラシとかまた別のもので、こういった方法があるんだよという周知を、野良猫の支援については県としてのこういったものがある、徳島市さんだったらこういったものがあると伝えてまいりたいと。

あと、今回ご説明させていただきましたこの制度、額が1頭あたり5,000円で、ちょっと安いというようなお声もあるのですが、せっかく補助という制度がございますので、ぜひ他の市町村にもご活用していただければと考えております。

(委員)

まずは学校とかで配れるのかどうかというところなんです、どうなのでしょう。

(委員)

教育委員会として学校で配れるかどうかというのは、またこれは色々調整等もあろうと思うので、この場で即、学校で配れます・配れませんということはお答えしかねるところです。私は教育委員会の立場としてこの場に参加をしていて、なかなか今皆さんが言われている専門的な内容については十分理解ができない部分もたくさんありますが、飼い猫にしる犬にしる、色々な課題があるということを理解をした上で、学校教育として何ができるかなということはずっと考えているんです。

そういう中で、今お話があったようにこういった資料なんかを含めて、学校で子どもたちにこういう資料を元に教育をするというかも一つの方法であろうかなとは思いますが。ただ例えばこのパンフレットをそのまま子どもたちに使うのが果たして良いのかどうか。これはやはり一般の方を対象に作られたものだと思いますので、これがそのまま児童・生徒に直接この形で説明をするのが良いのかどうかというのは、やはり検討する必要があるのかなと。

ただ、子どもたちもゆくゆくは大人になって実際に飼い主さんになるだろうし、現在家庭でも猫を飼ったり犬を飼ったりしている場合はたぶんたくさんあると思います。そういう中で家族の一員として適切な飼育の仕方について学んでいくということは必要であろうと思います。

今後、学校教育の中でこういった動物に対する教育と言うんでしょうかね、知識をしっかりと高めていくために何をすることが一番良いのかなということを、今後我々としても一緒に協力しながら検討していかなければいけないなということを感じています。

(会長)

必要性は十分感じていただいているかと思います。このチラシも凄く良いと思うのですが、子どもさんにお渡しするには漢字も多いし、小学生とかにはちょっと難しいかなという部分もありますので、そういった子どもさん向けの印刷物というのもセンターさんですとか、教育委員会さんと協力をしていただいて、進めていただければ良いのではないかなと思います。

他に、こちらの飼い主のいない猫対策について、ご意見ございますか。

(委員)

先ほどの34ページのところで、議題1になりますが、猫の収容頭数が少し減ったということですが、これは引き取り拒否ということの現われではないかなと思うんです。やはり野良猫は迷惑という考えの方もいます。それから可哀想という考えの方もいます。それを共通の「どうすればよいか」というのは避妊去勢、これに尽きると思うんです。

三好市の方でも、私はTNRや、地域猫活動も現在させていただいておりますが、やはりできる数がどうしても少ない、申請をしても限られた数しかできなかつたり、病院の関係も色々あるんですが、ちょっと不便を感じていて、地域猫とTNRという区別を排除していただくことは無理なんでしょうか。例えば地域猫というよりも、TNRにこれだけのことを全部してくださる方がやりやすいんです。殺処分を減らすには避妊去勢、そのためには猫ちゃんの場合はTNRの方が、やりやすいと思います。もちろん環境問題と捉えた場合に地域猫の方が理解が得やすいというのは十分わかっているんですけども、TNRの方に力を入れていただきたい、地域猫との壁を取り払っていただきたいのですが。

(事務局)

ありがとうございます。まさに徳島市さんも仰っていましたが、県としてこれまでやってきた地域猫というのは、お金こそタダになるんですけど手続きとしてはかなりハードルも高かったりとか、事実確認も含めてというようなところ。

一方、とにかく手術を重点的にというようなところでTNR活動。谷委員さんが仰っているのは利用しやすくて、できれば額的なところももう少し安くということもあるのかなということだと思えます。

それで、一番最初にご説明いたしました、県といたしましては今後、地域猫活動は手法として広げていくものとしてこれまで取り組んでまいりましたが、全県下的にそういった活動を普及するためには交付金事業とか、利用しやすい制度とかを各市町村さんとお話ししながら。今は徳島市さんオンリーワンなんですけど、次の2ヶ所・3ヶ所、市町村さんに広げていくために、そちらの方にシフトというか、強く推進するために取り組んでいきたいとは考えております。

TNRに軸足を移すということは、いわゆる助成金を増やすということですか。それとも市町村に対しての働きかけをもっとということですか。

(委員)

今は猫がどんどん増えていっている状態です。引き取り拒否もありますので、それで三好市でもいたる所に猫が増えたなという話が出ています。色んな所にご相談を受けて行くんですが、地域猫として成立しないことが多いんです。

これがTNRで補助金を頂けるのであれば、もっと取り掛かりやすいし、そういうことができないだろうかということ、実際感じています。

(事務局)

なるほど。地域猫活動をするには色んな取り決めがあって、手かせ足かせがあって、ということですね。

(会長)

徳島市が今やっておられる事業を、全県に今後広げていくという方針ではあるんですよ。

(事務局)

はい。

(会長)

その辺りでまた谷委員さんですとか、ご意見をたくさんいただいて活動しやすいように、より効果

が高まるように広げていただければ良いのかなと思います。

(事務局)

市町村の方も、「取り組みとして、やろう！」という意識を持ってほしいんですよね。「県がやってくれるだろうから」というスタンスが若干見えたりするので、「これは市町村でもやらないといけないよな」という意識を持っていただければということで、我々も活動を理解してもらおうとしています。今後も努力をしてみたいです。

(委員) よろしくお願ひします。

(会長)

町村会の方も、どうぞよろしくお願ひします。苦情とかは行っているんですかね。

(委員)

そうですね。件数は徳島市さんとかに比べると当然少ないんですけど、年間を通して何件かはありますので。

(会長)

苦情が行っているのなら、しっかりやっていただければと思いますので。センターさんの方と連携してということになる訳ですね。よろしくお願ひします。

議題3について、他にご意見ありますか。はい、どうぞ。

(委員)

このTNR活動なんですけれども、その地域に住まれている方がその地域にいる猫を対象に、というような形で避妊去勢されるものだと思うんですけど、最近、空き家なども増えてきて、ご高齢だったりとかで住まわれていない家なんかたくさんあって、その家にたくさん猫が住み着いたりとかして、そこで繁殖が増えたりということもあるかと思うんですけども。

そういうことになりますと、そのお家の方がその場所にいらっしゃらないということですので、その空き家なんかで増えている猫とかに対しては、どういう風な対策をされていくのかなということ、ちょっと疑問に思ったものですから。

(事務局)

仰っているような相談は実際にあります。その空き家を拠点というか、ねぐらとしてというような

場合には理由があつて、餌の供給があるんですよね。当然、空き家なので、その家の人はおられない。その人が餌をあげている訳ではなく、地域のご近所の方が見かねてご飯をあげたりとか。よく聞くのが地域の方ではなく、よく夜とか散歩されている方がおいでになりますよね。ちょっと離れた所の散歩をしている方が餌を置きに来ているというようなことをよく聞きます。すぐ隣の人とかが見かねてというよりは、その空き家の近所の方とかがご存知でないような、近所づきあいがいいような方がわざわざ出向いてきて、散歩がてらに餌をやっているというようなお話があるんです。当然、私どもには苦情という形で入ってきますので、隣の方が「トイレをされて困っている」という形が典型的なんです。その苦情者からしてみると、自分の持ち家でもない空き家に対して直接何かができる訳でもないで、我々としてはその管理者、今は空き家になっているけど管理者の方にそういった連絡を取っていただいて、空き家とはいえ管理すべき物件ではあるので、そういった餌をあげたりというようなことについて確認してもらい、場合によっては注意だったり看板の設置というような話はさせていただきますね。

それで、ある程度増えてしまつて、どうにもならないぐらいの数になっているような所もあつて。そうなりますと地域の方とかが見かねて餌とかいうのではなくて、地域猫とかTNRとしてというようなところでのご相談もあるのはあります。

猫というのは、法律での縛りがないので、いわゆる地域住民が困っているよ、というようなことを市町村の方が住民の声というものを吸い上げてもらって、その空き家対策であつたり、餌やりさんに対しての指導であつたりというのを、もっと真剣に考えていただいて、我々も一緒に活動したいなと考えております。市町村に対してこれからも声掛けをしていきたいと考えております。

(会長)

餌やりさんの問題というのは、ずっと前から課題になっていると思います。わざわざ遠くから持ってこられるということもあるみたいなので、その地域だけに限らず全県を通して猫の餌やりについての啓発というの、頑張っていたきたいなと思います。

ちょっと時間も迫ってきましたので、議題4について、お願いします。

(事務局)

資料56ページで、裏の57ページに簡単なフロー図を載せさせていただいています。愛護センターの敷地内に2階建ての、譲渡推進のため、またボランティアさんの交流の場として、今は暫定的に「譲渡交流拠点施設」と呼ばせていただいている施設が建設を終えました。

今年度中に供用開始で、現在、備品とか動物の移動とかを進めております。こちらの資料に、「ずっとスマイルプロジェクト」という名前で、要はこの譲渡交流拠点を活用した新たな平成30年度の事業として私どもが計画している事業について、ご説明させていただきます。

資料の2番に「事業の概要」柱としては3つです。1つはいわゆる譲渡の推進ということで、これまでも一般の方の例えば登録ボランティアさんが今現状でだいたい120人程度、あと谷委員さんのような推進員さんと呼ばれる方が70数名というようなところ。あと、ハートさんのような愛護団体さんですね。ボランティアさんとしてお付き合いさせていただいている団体さんが20数団体あるのですが、そういった方々、それぞれに活動なされて、長年の経験だったり独自のネットワークだったりとか、私どもでも知り得ないような色んなノウハウをお持ちになられています。

そういった方と個別には、来所された時にお話ししたりとか、「こんな話があるんですね」とか、「こんな考え方があるんですね」というようなことがあるんですけど、ボランティアの方同士、また団体さんと推進員さんというような間で、「お会いしたい」とか、「情報を共有したい」とか、お互いのネットワークを使って、譲渡だけではなくて色んなイベント、普及啓発活動もそうなのですが、そういった情報交換を活発にさせていただくための場として、建物の2階部分にボランティアさん専用のミーティングルームも置いております。

また、ボランティアさんだけではなくて県の担当、市町村の担当の方と一般ボランティアさんであったり団体さんとの関わりを持つためのコーディネート事業と申しますか、そういった事業を展開していくというようなところで、(2)愛護精神向上に向けた啓発事業、これまでも愛護センターには、色んな学生さんとか小学生の方、新人・社会人の方とかご高齢者の施設見学、ふれあい体験などで受け入れ事業をしてまいりました。

今回の譲渡交流拠点にも、ふれあいのマッチングルームといったスペースもございます。こういった高齢者の方、または子どもさんとかの受け入れ事業ですね。色んな体験教室であったりとか、インターンシップ事業であったりとかを、より回数であったり内容ももう少し充実したものにしてと考えております。

3点目、これが災害時のペット対策事業です。建物の話になりますが、南海トラフ地震とか直下型の活断層地震とか、大規模災害の時には徳島県におきましても、かなりのペット動物が被災するであろう、迷子になるであろうということが想定されます。

飼い主さんの元にお返しするというような取り組みもあるのですが、やはりある一定期間、収容というか保護してお世話をするというような作業が必要になるというところで、この譲渡交流拠点、普段はボランティアさんとか受け入れ事業、譲渡動物の収容管理というところなんですけど、災害時には一転して動物の救護シェルター、動物愛護管理センターが災害時のペット対策としての現地の救護本部という位置づけで活用できるのかなと。また、先ほど一番最初の報告でご説明させていただきましたが、色んなペット同行避難も含め、各市町村担当者の方から各避難所単位で、その避難所運営のためのペット同行避難についての内容を含んだ、そういったマニュアルづくりの相談をしたいというような話も来はじめております。それで、市町村の防災担当者さんだったり、一般ボランティアの方の中には災害の時にお世話をしたりとかいうボランティアさんもおられますので、そういった方のお

知恵をお借りしたりとか、実際に特定の避難所とか市町村でペット対策に関わるような方を集めて、ワーキング事業を実施したいというようなところを予定しております。以上です。

(会長)

では、議題4「譲渡交流拠点」について、ご質問・ご意見はございますでしょうか。はい、お願いします。

(委員)

既に施設の方は完成されて、来週オープニングセレモニーということで、「事業の概要」という形で書かれている中で、こういうことをしていきましょうという風な話なんですけど、具体的に、この時期にこういうことを行いますというような計画は？

(事務局)

今、既存の施設というか、これまでも色々な事業を行っています。ある意味ルーティン化というか、この時期にはここからオファーというか、こういった会社とか教育関係から来てというようなところが既にあるんですね。

それで、もちろん新たな取り組みも随時盛り込んでいくことにはなるのですが、年間のルーティンとして受け入れているというか、そういった活動をこの譲渡交流拠点をうまく利用して、より内容を濃く、もう少し広がりを持てるようなところで展開していければなど。そうした中で、もっと別立てのイベント、小さなイベントだったりとかワーキング事業というところができるのかなというような知見を得て、新たに具体的な新しいところを取り組んでいきたいと思います。

また今日、お出でいただいている委員さんにも、「こんなことができるよ」とか、「こんなことに利用させていただけないだろうか」というようなお話があるかと思いますので、その辺は色々ご意見、ご要望等お聞かせいただければ非常にありがたいです。

計画を持っているかということについてですが、いわゆる建てることに今まで精一杯であって、こんなことをしたいなというイメージはボヤーっとぐらいのことなので、その辺を委員さんの方からご意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(会長) 建物の方が、まだ実際に見られていない方もいらっしゃるのでは。

(事務局) オープニングセレモニー前ですが、使ってはおりますのでご覧にはなれます。

(委員)

それで、一番最後のページを見ていただきたいと思うんですけども、その一番右側にあるのですが、譲渡交流拠点施設の拠点機能、まさしくこれが目的になるんです。まず1点目は譲渡犬猫のマッチング、まさしく今の事業ですよ。

2点目が、この後、私も説明するんですけど、ボランティアの皆さま方の活動拠点にさせていただきたい。我々としてもボランティアの皆さま方と県がつながるような施設、そういった施設にしたい。

あと、子どもさんたちの教育施設、それから災害時の動物救護、そういうところで基本的に計画はあってないんです。常設した施設として要は機能強化をしていくというところがございますので、よろしく願いいたします。

(会長)

私たちの方で十分利用・活用していきましょうというところですかね。そうしたら何かご質問とか。これは施設を見てみたり、利用してみたら、個別にお話しても良いかなと思いますので。

先日、ちょっと見させていただいたんですけども、非常にすっきりとした何にでも使えそうな施設でしたので、今後、私たちが盛り上げていければ良いのではないかなと思っております。その他、ご質問とか。

(委員)

2番のボランティア活動というところなんですけれども、今までもそうでしたのでまず心配はないと思うのですが、やはりボランティア主体にならずに、県の職員さまが主体となって真摯な活動をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(会長)

あと、ご質問とかご意見ありますか。大丈夫でしたら、最後にその他の連絡事項について、お願いいたします。

(事務局)

その他事項というところで、資料58ページ、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン改正」というところで、今回この検討委員の方に山根課長さんにご参加いただいておりますので、詳しいお話をさせていただければと思います。よろしく願いします。

(委員)

お手元の資料、ガイドラインの改定ということで、実は徳島県は国のガイドラインより1年先に作っています。皆さん方のご協力の中、徳島県は最先端ということでやっております。

59ページに、大きな目的というのは今回いろんなところがございます。まず、一番下にございます、広域支援受援体制、これをしっかりしようと。これはなぜかと言いますと、熊本の地震で受援がしっかりできていなかった。支援側は多数行ったんですけど、自治体側の受援体制がしっかりできていなかったという中で、今回それを主に立ち上げたところでございます。

徳島県において先般、南海トラフ巨大地震の発生確率が70%弱から70~80%というところが変わったんです。そういう中、南海トラフ巨大地震が起きた場合にマグニチュード9が起きた場合にどういうことになるかと言いますと、避難者が362,600人。それを人口で換算して犬猫に置き換えますと、27,000匹の犬猫がそれぞれ何らかの対策が必要である。要するに避難者が36万人から置き換えていますから、その避難者に対して犬猫をこれだけ飼っていますよということです。ということは、それぞれ27,000匹に対して我々としても支援をしていかないといけない。まさしくこれが南海トラフ巨大地震の被害想定に載っている我々の動物対策ということです。

それで、基本的に大規模な災害に対しては県単位・市町村単位、それと国単位で地域と国の防災計画があって、県には地域防災計画というのがあります。この中に我々動物救済対策が盛り込まれています。それと、もう1点大事なのは市町村での避難所運営、要はここがまさしく最前線になるところです。これが実は「徳島県避難所運営マニュアル作成指針」、この辺りにも実は動物対策を規定しています。こういうものを市町村の方にいかに下ろしていくかが、先ほどご説明した県のペット対策ガイドライン、これがしっかりできているということが1点です。

それから、地域防災計画には動物救援本部を置きまして、実施方法はガイドラインで行います。それが市町村地域防災計画にどれだけ下りていますかと言いますと、現状24分の19ということで、これはかなり全国的にも進んだ状況です。

但し、全国的にも一番問題になるのは小規模自治体でこういうものを作っていけるかどうかということ、なかなか作ってけません。人対策が先行になっている。特に津波被害の甚大な県南なんかは小規模自治体ですから、なかなか対応ができていない。現実、一部できていないところがございます。そういうところが一番課題になるところでございます。

そういう中、避難所運営マニュアルにおける位置づけでございます。県の作成指針、これにはしっかりと県のガイドラインでは飼育ルール等を詳細に規定するとともに、この辺りをしっかりやってくださいよと、マニュアルを作っております。このマニュアル作成指針の中において、市町村が実は避難所運営マニュアルを作っている。但し、まだまだ24分の13ということで、十分まだできていない。と言いながらも、これは全国的に見るとかなり進んだ数字です。全国的にもしっかり24分の13でも進んでいる。この辺り実は皆さん方のご協力をいただきながら、特に今回は市町村の皆さん方のご協力の中、ここまで出来ているところです。

それで、これからどうするかと言いますと、改定に合わせて市町村さんの方でやっていただけるということで、十分我々としてもやっていかなければいけないということで、徳島県は実はこのペット

防災対策組織ということで、我々も実は危機管理部に入っているものですから横連携がしやすい。要するに人対策の「とくしまゼロ作戦」等との連携がしやすい。こういう利点がございます。そういう利点を生かしながら、実は昨年11月14日に災害時のペット救護のモデル図上訓練を全国で初めて、全国初となる訓練を行いました。それで特筆すべき問題が、南海トラフで8市町が実は直接被害を受ける地域です。すべてが参加してくれています。そういうところで市町村の皆さん方に協力を求めながら、ほとんどの市町村の方が参加していただいて研修というか、訓練を受けていただいたというところでございます。

それと、この内容でございます。内容はこういうことを想定しながら南海トラフ、マグニチュード9を想定しながら、津波を被害として考えながら地震発生から6ヶ月後までの対応、これを確認しています。当然、実施目的は自治体と関係機関、団体、ボランティアの皆さん方の役割分担、それと先ほど言いました受援体制、広域支援受援体制の課題をしっかりと検証して、我々としても災害に備える。課題検証の方向性として、受援体制の整備をしっかりとやっていく。市町村、獣医師会、それからボランティアの皆さま方、関係愛護団体の皆さま方と連携した、これからは実働訓練、実際に起こったことを想定しながら、しっかりと訓練を実施していく。

それと、先ほど言いました市町村の避難所運営の体制整備、これに関わる連携強化が今後の我々としての目的と言いますか方向性、この辺りをしっかりとやっていきたいというところでございます。

そういう中、組織としてはこのガイドラインの中にも組み込んであります。徳島県の安全衛生課が救援本部として、愛護センターが現地対策本部。それで一番重要なのはそれぞれの機能、これが一番重要です。この辺りを今後、実働訓練でしっかりと行っていく。上の方は、この辺りは放っておいてもしっかりとやってくれます。

実際の話、我々として受援体制も含めて、この辺りがしっかりと足場づくり、これが重要ということで、今後我々としても訓練を通してやっていきたい。このペット防災対策強化のポイントということで、まさしく人対策とペット対策の連携が重要というところでございます。

人対策については市町村の危機管理部、動物対策については我々と愛護センター、それと市町村の動物・環境、この辺り四者がしっかりとスクラムを組めるような関係でなければ、ペットの防災対策は実現できません。

そのためにも、我々が県域の推進役として、例えば我々安全衛生課が推進役として調整を実施すべきであるというところで、我々がたまたま危機管理部局にいたおかげで、かなり進んでいっているのも事実でございます。そういうところで、災害に備えて日頃からの訓練が重要ということで、先ほどご説明したように今後しっかりと訓練を実施していきたい。

同時に、災害の基本は自助ということで、この自助がポイントになります。自助というのはまさしく飼い主、飼い主が自ら助かるような行動、動物を助けるような行動、これが最大のポイントです。これを我々としてもしっかりと周知していきたい。

同時に共助活動、先ほど言いました譲渡交流拠点施設を災害拠点施設になぜするのか。当然、施設としての機能と同時にボランティアリーダーの育成、連携を含めて受け入れ態勢を含めて、この辺りがものすごいキーワードになります。行政側、要は公助の部分というのは機能低下、機能ダウンします。必ず機能ダウンします。要は受援の部分と連携を含めて、県はその辺りの業務に迫られる訳です。ここはそれぞれ、例えば支援であれば支援の部分で独自に動いていく必要がございます。

そういうところで、熊本なんかは課題が出てきた。県としても課題を考えているところでこの動物愛護管理センター、先ほどの譲渡交流拠点施設を核として、こういう対策を実施していくというのが、まさしく今後の我々の役目と同時に、協議会と協同で協議をしていきたいというところでございます。以上でございます。

(事務局)

そうしましたら、「その他」の最後2点目として、裏表紙をご覧くださいと思います。先ほどからお話しさせていただいています、この譲渡交流拠点施設、オープンにあたって3月17日にオープニングセレモニーを開催予定としております。

構成は2部構成となっております。今回この施設、センター内の施設というようなところで愛称を公募、募集しております。応募された愛称の中から新たな施設の名称を決めるというところで、その分につきましても先だって愛護センターの方で選定審査にお出でいただきまして決定しております。その愛称につきましては、この記念式典の中で発表をさせていただく。

この記念式典、飯泉知事にもお出でいただいて、テープカットなどにご参加いただくような形になっております。

第1部の記念式典を終えた後に、第2部では特別講演。この講演内容は、去年のセミナーに引き続いてということになるのですが、環境省の動物愛護管理室の則久室長様に再度お出でいただいて、一つはこれまでの話の中にもありました、来年度「動物愛護管理法」の改正年度になっておりますので、そういった改正点であったりとか、ポイントも含めてお話をさせていただけたらなというようなことも考えております。

災害救助犬のハンドラーさんで災害現場に行かれたご経験をお持ちのノイマンドッグスクールのトレーナーさんをお呼びして、もう一度そもそも災害救助犬とはいったい何なのかというところを、一般の方、ボランティアさん、推進員さんの方、この推進協議会の委員さんにもご案内させていただいていますが、色んな方に集まっていただいて、災害救助犬とはいったいどういったものなのかということを改めてお話していただければと思っております。

また、これに伴ってオープニングイベントということで、いわゆる書道パフォーマンスですね。大きな紙に書道をやっていたりとか、パネル展示、犬猫の相談、災害救助犬のハンドラーさんの装備、かなり色んなものを持って行かれるようなことですので、これらをぜひご覧になっていただ

ればと思います。

2部のセミナー、演題もなかなか興味のあるものだと思いますので、それも合わせましてオープニングセレモニー、盛大に祝っていただきたいので、皆さま方のご出席の方、よろしくお願いいたします。

(会長)

では、議題の方、全部終了いたしました。お時間も過ぎているということですので、また何かご意見などありましたら、センターさんの方にどんどんお寄せいただければと思います。

これをもちまして議事を終了させていただきます。

(司会)

ありがとうございます。それでは、これをもちまして平成29年度「動物愛護推進協議会」を終了させていただきます。本日はお忙しい中、ありがとうございました。